

EUDRをめぐる最近の動向

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ブリュッセル事務所 前田 昌宏

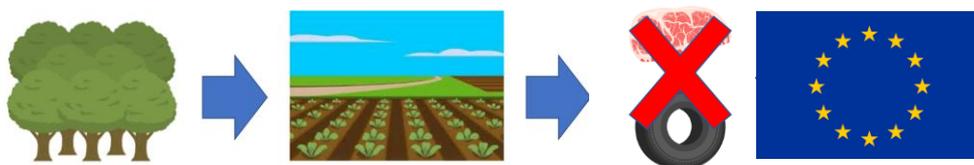
2025年6月25日

■ ご注意

本日の講演内容、資料は情報提供を目的に作成したものです。主催機関および講師は資料作成にはできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、その正確性を保証するものではありません。本情報の採否はお客様のご判断で行ってください。また、万一不利益を被る事態が生じても主催機関及び講師は責任を負うことができませんのでご了承ください。

1 | EUの森林減少防止に関する規則（EUDR）の概要

✓ 目的・・・森林減少の防止



EU市場に輸入・販売され又はEU市場から輸出される製品が、森林減少に関わっていないことや生産国の関連法規を遵守していることの確認（デュー・デリジェンス（DD））・証明を義務付け

✓ 概要

- ＜対象製品＞ 牛、カカオ、コーヒー、アブラヤシ、ゴム、大豆、木材を原材料とする製品
（例：牛肉、牛皮、チョコレート、パーム油、タイヤ、木製家具、紙製品）

- EU市場に対象製品を輸入しようとする事業者（原則輸入業者）等は、DDを実施し、森林減少に関わっていないことや生産国の関連法規を遵守していることを証明するデュー・デリジェンス・ステートメント(DDS)を提出する必要 = 地理的位置情報などの収集・提出

- EU域外の者も、情報提供等、DDへの協力を求められる可能性

✓ 適用開始日

- ・2025年12月30日から(小規模・零細事業者は2026年6月30日から)

2 | EUDRをめぐる最近の動向

2024年12月 適用の1年延期が決定

- ・大企業 : 24年12月30日～ → 25年12月30日～
- ・中小事業者 : 25年 6月30日～ → 26年 6月30日～

2025年4月 簡素化措置の導入、提案 ⇒ 事務負担の30%軽減

① DDSの提出：出荷・バッチごと → 年1回の提出で可

(ただし、DDSで対象とする製品数量をDDの実施対象数量を超えた場合は、新たなDDSを別途提出する必要)。

- ② EUに以前上市された製品を再輸入する場合、大企業は既存のDDSを再利用可
- ③ サプライチェーン下流の大企業は、供給事業者のDDSの参照番号を取得し、自身のDDSで当該参照番号を利用可
- ④ 同一の代理人が、企業グループ内の複数の企業を代表してDDSを提出可

(欧州委員会の提案)

- ・検査・分析・試験目的のサンプル製品についてはEUDR対象外とする など

2 | EUDRをめぐる最近の動向

2025年5月 国別リスク分類（ベンチマーキングシステム）案の公表

日本は「低リスク国」

低リスク国・・・EU加盟27カ国、英国、米国、豪州、ニュージーランド、中国、韓国、インド、ベトナムなど140カ国

標準リスク国・・・ブラジル、アルゼンチン、インドネシア、マレーシア、メキシコなど

高リスク国・・・ロシア、ベラルーシ、北朝鮮、ミャンマー

低リスク国は、DDにおけるリスク評価とリスク低減措置が免除され、事業者検査率も優遇される。

検査の実施

- ✓ 各加盟国管轄当局は、下記の基準に基づいて規則の遵守状況につき検査を実施(16条)
- ✓ 検査の内容：提出されたDDSの精査、関連産物・関連製品の現地調査(DD書類との照合)等(18-19条)

	低	標準	高
事業者検査率	最低1%	最低3%	最低9%
関連製品検査率	—	—	最低9%

ご清聴ありがとうございました

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ブリュッセル事務所

前田 昌宏



Masahiro_Maeda@jetro.go.jp



Rue de la Loi 82, 1040 Brussels, Belgium

世界の
ビジネス関連情報
を毎日掲載！

閲覧無料

『ビジネス短信』
はこちら



<https://www.jetro.go.jp/biznews/>

海外の畜産関係の
情報を随時更新

ALIC海外情報



<https://lin.alic.go.jp/alic/week/week.htm>

■ ご注意

本日の講演内容、資料は情報提供を目的に作成したものです。主催機関および講師は資料作成にはできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、その正確性を保証するものではありません。本情報の採否はお客様のご判断で行ってください。また、万一不利益を被る事態が生じても主催機関及び講師は責任を負うことができませんのでご了承ください。